

いほう けいばつ
**違法ダウンロードが刑罰の対象となることについて
知っておきたいこと (Q & A)**

平成24年7月24日 文化庁

平成24年10月1日から違法ダウンロードが刑罰の対象になります。このQ&Aでは、よくある質問の中から、みなさんに知っておいてほしいことをまとめましたので、参考にして下さい。

Q 1 そもそも違法ダウンロードとは何ですか？

音楽や映画の作品を作った作者(アーティスト)には、著作権が与えられています。著作権とは、著作権法という法律によって、無断で作品を利用(コピーやインターネットで送信することなど)させない権利のことです。

ただし、みなさんが自分自身で楽しむことを目的に、音楽や映画をパソコンなどでコピーする行為は、作者(アーティスト)に了解を得なくても、基本的に自由に行ってよいこととなっています。

しかし、インターネット上にある音楽や映画の中には、作者(アーティスト)に無断で掲載(アップロード)されたもの(これを海賊版と言います。)もあります。

たとえ自分自身で楽しむことが目的であったとしても、海賊版の音楽や映画を、海賊版であると知りながらパソコンなどに取り込むこと(ダウンロード)を「違法ダウンロード」と言い、刑罰はないものの、違法な行為です。

特に、これらの音楽や映画が、CDやDVDとして正規に売られている場合などには、違法ダウンロードが刑罰の対象になる可能性が出てきます。

なお、違法ダウンロードの対象となる行為は、音楽の場合のように録音することや、映画の場合のように録画することを指します。



Q 2 違法ダウンロードは、なぜ悪いことなのですか？

通常、音楽や映画はCDやDVDとしてお店で売られており、このCDやDVDが売れると、それを作った作者(アーティスト)のもとに収入としてお金が入ることになります。この収入により得られたお金は、さらに新しい作品を作ることに使われたり、作者(アーティスト)の卵を育てることに使われたりすることなどにより、より豊かな文化の創造につながることとなります。

ところが、海賊版の音楽や映画がダウンロードされると、作者(アーティスト)には全くお金が入らず、新しい作品を生みだしたり、次の世代の作者(アーティスト)を育てたりすることができなくなってしまいます。

このように、違法ダウンロードは文化の発展に悪い影響を与えます。そこで、特に、CDやDVDとして売られている音楽や映画の海賊版を、海賊版であると知りながらパソコンなどにダウンロードすることについては、刑罰の対象とすることとされました。

Q 3

CDやDVDとして売られている音楽や映画と違って、テレビの番組は無料で見ることができますが、このように無料で放送されているテレビの番組の海賊版をダウンロードする行為も刑罰の対象になるのでしょうか？

ドラマなどのテレビ番組は無料で放送されているため、刑罰の対象にはなりません。ただし、テレビ番組であっても、DVDとして正規に売られているようなものについては、その番組の海賊版を、海賊版だと知りながらダウンロードすると刑罰の対象となります。(もっとも、無料で放送されるテレビ番組であっても、作者(アーティスト)に無断でインターネット上に掲載(アップロード)されているものをダウンロードすることは、刑罰の対象ではないものの、法律違反となります。)

Q 4

海賊版の音楽や映画をダウンロードしないように気をつけたいのですが、どうすれば海賊版ではないと分かるのでしょうか？

海賊版ではない音楽や映画かどうかを知るには、音楽や映画がのっているホームページに「エルマーク」というマークがついているかどうかを確認する方法があります。「エルマーク」は次のようなマークです。ホームページに「エルマーク」がついていれば、安心してダウンロードできますので、参考にしてください。



Q 5

海賊版の音楽や映画を見たり聞いたりするだけで、刑罰の対象になるのですか？

単に見たり聞いたりすることは、違法ではなく、刑罰の対象にもなりません。

法律違反となるのは、あくまでも海賊版だと知りながら、音楽や映画を、録音したり録画したりすることです。

Q 6

友達から送られたメールについている海賊版の音楽や映画を自分のパソコンにコピーすると刑罰の対象となるのですか？

違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。

違法ダウンロードの「ダウンロード」とは、音楽や映画の海賊版について、ホームページ上にあるものを、インターネットを通じてダウンロードすることです。

メールで送られてきた海賊版を自分のパソコンにコピーする場合は、ホームページ上にあるものをインターネットを通じてダウンロードする場合に当たりません。

ただし、この問のように、音楽や映画をメールにコピー(添付)して送る場合、メールを送る人が、家庭内や家庭内に準ずる限られた範囲を超えてメールを送ると、そのメールを送る際に行われる音楽や映画のコピーは、原則として違法となります。

Q 7

個人で楽しむためにホームページ上にある写真や漫画を自分のパソコンにコピーすると刑罰の対象になるのですか？

個人で楽しむ場合は違法ではなく、刑罰の対象にはなりません。

違法ダウンロードの「ダウンロード」とは、音楽の場合のように録音することや、映画の場合のように録画することをいいます。

写真や漫画を自分が見るためにパソコンにコピーすることは、録音や録画に当たりません。

(以上)